

昭和 38 年度 (問題)

午 前 の 部

1. 被 保 険 者 A 小 学 校 校 長
生 命 保 険 会 社 B
外 務 員 C B 社 の 外 務 員 で、A の 教 え 子
診 査 医 D 嘱 託 医
A 先生 の 小 学 校 の 校 医
生 命 保 険 契 約 2 5 年 満 期 養 老 保 険
保 険 金 5 0 万 円

A 君からそう言われると私も家族のことを考え、保険に多少は入っておかねばならないと思うが、君も知っているとおりに、私は3年前「十二指腸かいよう」にかかったことがある。

C₁ ハア

A あの頃、私は小口だが一口君のところに保険に入っていたが、丁度掛金の払込を忘れていて失効していたよ。それで復活を申し込んだが、「十二指腸かいよう」のことを言ったら復活を断られてしまった。

C₂ 病氣中じゃどうもなりませんですね。

A ところで、今度君のいうとおり一口入るとして、あの当時のことを話せば断られるんじゃないかね。

C₃ 先生、だけどもあれはもう3年も前のことでしょう。先生はその後お元気だし、たまに工合がわるい時は自分で薬屋から薬を買ってくるとか、またたまにお医者にかかっても手術だなんてことはないのでしょう。その位なら文句ないと思うのですが。

A でも万一君、断られたらどうする。君のいうように「謝絶カード」とかが保険会社の間にまわされたら、もう入れないじゃないか。それよりもう2、3年待って入った方がよいのじゃないか。

C₄ 先生それは心配無用です。3年前の病氣は治っているし手術をしたわけでもないから、診査医が見たって先生が言わなければ判りっこはない。申込書だとか診査報状だとかの告知欄には「著患なし」と書けば十分です。

A ウム

〔問〕

C₁ 保険申込のとき、会社からの質問にはちゃんと答えなければならないけれど、それは申込書なり、診査報状なり、要するに会社が書面で尋ねたことに対して答えればよいので、尋ねられないことは、たとえどんな病気があったって、こちらから進んで言う必要はありません。

A ホントかね。

C₂ 万一、このことで問題がおきたとしても、保険金が払ってもらえないのは保険に入って2カ年以内であって、その期間さえ過ぎてしまえば、— すなわち2カ年後なら — 保険金の支払には絶対に文句がつけられないのです。

A 俺は法律に弱いんだがそれで大丈夫か。

C₃ 先生は今もう健康だからこのところ2、3年間心配ないでしょう。そこで先生、今25年満期にお入りなさい。

25年の期間中、はじめの2カ年を除いたあとの期間については、確実に保証されます。

A 診査で発見されたらどうする。

C₄ そこまでご心配なら医師の診査を受けないで入る手もあります。普通無診査保険と言っています。ただし、この保険に入る場合には、郵便局の簡易保険と同じように、第一保険年度と第二保険年度の死亡に対しては保険金の全額はもらえません。若干の削減があります。

(Cはこういって、無診査保険に関する保険金削減条項を詳しく説明した。)

結局、A氏は有診査保険を選んだ。加入の手続はCの説明したとおりで簡単にすんだ。保険料の支払も滞りなくすんだ。保険証券も入手した。しかし、不幸にしてA氏は加入一カ年半後に「腸チフス」のため死亡した。

以上の設例において、下の問に答えよ。

(1) この保険の保険金受取人は保険金を受取れるか。

保険金は全額もらえるのか。

(2) A氏が無診査保険を契約していた場合はどうか。

有診査保険を契約していた場合と異なる点だけを説明せよ。

(3) C氏がA氏に対して話した説明(C₁～C₄)のうち

(イ) 説明の内容につき法律上(約款を含む)誤りはないか。

(ロ) また説明した事項のうち法律に抵触する箇所があるかないか。

法律の条文を指示して説明せよ。

[問]

2. 被保険者の同意について、次の事項につき述べよ。

- (1) 生命保険法上「被保険者の同意」とはどのようなことなのか。(意義)
- (2) なぜ生命保険法上「被保険者の同意」というのが問題となっているのか。
(立法の理由)
- (3) 保険にもいろいろ種類がある。(死亡保険、生存保険、年金保険など)「被保険者の同意」が保険種類の相違によって、適用上異なるところがあればこれを記せ。
- (4) 「被保険者の同意」という条項が、我国の生命保険に関する法律制度として導入されて以来現在にいたるまで適切に運営されているか。法律上何か改正すべきところがあるか、ないか。あるとすればどう改正すべきか。

後 の 部

1. 年金保険契約の現行所得税法上の取扱について、次の二問に答えよ。

- (1) 個人が受取る年金の課税について、適格退職年金契約の場合と個人年金保険契約の場合とに分けて、比較説明せよ。
- (2) 適格退職年金契約の掛金を会社(雇用主)が負担する場合について説明せよ。

2. 次の条文中□□のなかに文字をうめよ。

(1) 保険業法第88条

保険会社ハ毎決算期ニ ノ ニ従ヒ責任準備金ヲ計算シ且
之ヲ = タル =記載スルコトヲ要ス
 第三十三條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

保険業法第89条

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険計理人ヲ選任シ保険数理ニ関
スル事項ヲ セシムルコトヲ要ス 保険計理人ガ其ノ職務
ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ不適当ナル行為ヲ為シタリト認ムルトキハ其ノ
ヲ命ズルコトヲ得

(2) 保険業法施行規則

第30条

生命保険契約又ハ其ノ再保険契約ニ対スル責任準備金ハ之ヲ保険料積立金及

昭和 38 年度 (解答)

前 の 部

1. (1) 本問に関しては、契約成立以前の問題として、

ア。十二指腸かいようがB社の規定による重要事項であるか。

イ。3年前の復活申込の際における被保険者の告知は、今回の契約に際して「保険者の知」とはならないか。

ウ。診査医と被保険者は旧知の間柄であるから、診査医は被保険者の既往症を知っていたのではないか。(保険者の知となる。)

等が考えられるが、ここでは既に契約が成立した後の早期死亡が問題となっているのみであるから、上記については触れる必要がない。

告知義務の規定は保険者に危険測定に必要な知識を得せしめることにあり、従ってたとえ違反の事実があっても、現に発生した事故と義務違反の間に全然因果関係がないときは保険金は支払われることを要する。(商法第678条第2項、第645条第2項但書)本問の場合、腸チフスは法定伝染病で、内部疾患である十二指腸かいようとの間に死因上の因果関係はないものと認められるので、保険金は全額支払われる。

(2) 告知義務の問題は、有診査・無診査を問わず同様である。問題は無診査保険における早期死亡の保険金削減支払条項であるが、この場合でも、災害または法定伝染病による死亡に対しては保険金が全額支払われることになっているので、本問の場合は全額支払われる。

(3) (1) C₁ , C₂ ……なし

C₃ ……約款上、告知事項として、現症および過去5年間の既往症について質問するのが普通である。

C₄ ……告知義務違反をすすめている。

C₅ ……同上

C₆ ……なし

C₇ ……告知義務違反により契約後2年以内に解除された場合、その後の期間は当然に保証されないこととなるから、この表現は不正確である。(商法第644条第2項、各社約款で期間を短縮)

C₈ ……無診査は無選択の意味ではない。従って、無診査保険におい

ても告知義務違反の問題は存在する。(C₄, C₅に同じ)

(甲) C₄, C₅ および C₆ は、募集取締法第16条第1項に抵触する。しかし、これも、(1)の「イ」～「ウ」の事実がないことが前提であり、本問の文からのみでは、必ずしも明瞭であるとはいえない。

2. (1) 他人の死亡を保険事故とする生命保険契約、すなわち「他人の生命の保険契約」の契約締結のためには被保険者である他人の同意を必要とする意味。(商法第674条第1項)

現行商法は、さらに、保険金請求権が被保険者の未だ同意せざる他人に帰属すべきすべての場合 (a)保険金受取人の権利譲渡(第674条第2項, 第3項) (b)契約後の保険金受取人の指定・変更(第677条第2項)の場合も同意を要することとしている。

(2) 「他人の生命の保険」には、次のように、これが悪用される危険性が存している。

ア. 賭博保険の危険性……賭博癖を満足させるために無関係な第三者を保険に付する危険性

イ. 道徳的危険性……保険金取得のため故意に被保険者の生命に危害を加える危険(犯罪誘発危険)

ウ. 人格権侵害の危険性……他人の生命を勝手に評価し、商取引の対象とすることに対する倫理的非難

以上のような危険を防止するため、わが国に止まらず諸外国は何らかの制限規定を設けている。「被保険者の同意」は、それらの制限規定のうちの積極的予防手段の一方法であり、わが国だけでなく、ドイツ、フランス、スイス等でもこれを採用している。

なお、被保険者の同意が、上記の危険を防止するものである趣旨から、わが国商法は、「他人の生命の保険」であっても上記危険がないと認められる場合(被保険者が受取人である場合)には同意を要しないこととしている。(疑問点については後述)

(3) 同意を必要とする保険種類は、他人の死亡を保険事故とする生命保険契約に限るからいわゆる死亡保険、生死混合保険とであり、生存保険(純粋の年金保険はこれに含まれる)はこの対象とはならない。

(4) 現行商法の規定上問題となる諸点を以下列記する。

ア. 現行商法では、契約締結の場合のほか、保険金受取人の権利譲渡、契約後の保険金受取人の指定・変更の場合にも被保険者の同意を要することとなっているが、後者の

場合は不要ではないかという見解がある。(スイス、ドイツでは後者の場合不要となっている。)

- イ。現行商法の規定は、いわゆる事業保険、団体保険等を考慮していない。これらの場合、被保険者の同意をうることは非常に困難であり、また、保険の性格上必ずしも同意を必要としないという説もある。何らかの立法措置が必要であろう。
- ウ。商法第674条第1項但書で、被保険者が保険金受取人であるときは同意を要しないこととなっているが、立法の趣旨が不明である。実際問題として、死亡を保険事故とする契約で被保険者自身が保険金受取人となることは不可能である。(被保険者の死亡時における法定相続人が受取人となるという意味だと解することも不自然である。)
- エ。同意の相手方については、規定上明文化されていないが、学説は、これを ①契約者に限るとする説、②契約者、受取人両者にすべきであるとする説、③両当事者のいずれか一方にすれば足りるとする説に分れているが、③が支配的であり、正当であると考えられる。
- オ。同意の形式については、わが国では別段の規定はないが、同意主義をとる諸国では例外なく書面によりなされることを要する旨を定めている。わが国の場合、現行規定の上では、口頭でもまた黙示でも差し支えないこととなるが、これの有無は他人の生命の保険契約の効力を左右する重大要素であるから、慎重を期する意味でも書面によることを明文化した方がよいのではないか。(現実には保険会社は保険申込書に被保険者の署名捺印を要求しているが、これのみで十分といえるかどうか。)
- カ。同意は締結すべき契約内容のどの範囲のものについて与えればよいか。同意の前提は、被保険者が自己の死亡を賭博化されないか、もしくは生命の危険がないかどうかを判断するに止まり、同意を与えるべき契約の利害得失までを判断する必要はない。従って、通常は、契約者、保険金受取人、保険金額および保険期間について同意さえすれば有効と判断して差し支えなからう。なお、保険金額および保険期間は多少の変動があったとしても同意の効力には影響ないものと考えられる。
- キ。被保険者が無能力者の場合法定代理人が同意を代理しうるかどうか。この問題については、わが国では実際には、被保険者が行為無能力者の場合にはその法定代理人による同意を得ることとしているが、ドイツ、スイスでは、法制上法定代理人による同意の代理行使を原則とし、フランスでは無能力者本人と法定代理人両者の同意を要求している。厳格にはフランスのやり方が最もよいといえるが、過去の実績からみて法

定代理人による同意のみでも、さほどの支障はないものと考えてよからう。ただし、意思能力を有する無能力者の場合その反対があった場合は、法定代理人はこの本人の意思に反して同意を与えないと解すべきではなからうか。

次に、意思無能力者、ことに幼児の場合、積極的殺害行為を行わなくとも、その生命に対する道徳的危険性は著しく大きく、従って法定代理人の同意のみで、危険を防止できるとは到底考えられない。その意味で同意以外の他の方法が考慮される必要があるが、ここでは上に述べた理論、解釈を無条件に適用することができないことを指摘するに止める。

なお、能力者、無能力者の限界点をどこにおくかについても、何ら規定がないが、明確化される必要があろう。

ク。同意を与えるべき時期は、契約締結後であってもよいか。通説は事後の同意が契約を遡及して有効とすることはないとしているが、前記イの団体保険の場合等を考慮すれば検討の要があろう。

午 後 の 部

1. (1)ア. 適格退職年金契約の場合

適格退職年金契約に基づく年金は給与所得とみなされ、一般の給与所得と同じく、所得税源泉徴収額表により、所得税を源泉徴収される。ただし、当該年金契約の掛金のうち従業員の自己負担分がある場合には、その自己負担分のうちその年金額対応分として定められた金額を年金額から控除し、その残額を給与所得とみなして課税される。(所得税法第9条第2項)

上記控除金額の計算は下記算式により行なう。(所得税法施行規則第7条の18第1項)

a. 年金支給開始日に支給総額が確定している場合。

$$\text{年金年額} \times \frac{\text{自己負担分}}{\text{年金支給総額}}$$

b. 年金支給開始日に支給総額が確定していない場合。

$$\text{年金年額} \times \frac{\text{自己負担分}}{\text{年金支給総額の見込額}}$$

前項bにおける年金支給総額の見込額の計算は次の算式により行なう。(所得税法施行規則第7条の18第2項)

① 有期年金

(ア) 支給期間が余命年数より短い場合……年金年額×支給期間

(イ) 支給期間が余命年数より長い場合……年金年額×余命年数

② 保証期間付有期年金

(ア) 支給期間が余命年数より短い場合……年金年額×支給期間

(イ) 支給期間が余命年数より長く、かつ、余命年数が保証期間より長い場合
……年金年額×余命年数

(ウ) 支給期間が余命年数より長く、かつ、保証期間が余命年数より長い場合
……年金年額×保証期間

③ 終身年金 ……年金年額×余命年数

④ 保証期間付終身年金

(ア) 余命年数が保証期間より長い場合……年金年額×余命年数

(イ) 保証期間が余命年数より長い場合……年金年額×保証期間

イ. 個人年金保険契約の場合

個人年金保険契約に基づく年金は雑所得とされ、当該契約のため支払った生命保険料のうち、その年金額対応分として定められた金額を控除した残額に対して10%の所得税が源泉徴収される。(所得税法第42条第3項)

上記控除金額の計算は下記算式により行なう。(所得税法施行規則第9条の12第1項)

a. 年金支払開始日に支払総額が確定している場合

$$\text{年金年額} \times \frac{\text{支払保険料総額}}{\text{年金支払総額}}$$

b. 年金支払開始日に支払総額が確定していない場合

$$\text{年金年額} \times \frac{\text{支払保険料総額}}{\text{年金支払総額の見込額}}$$

前項bにおける年金支払総額の見込額の計算は、「ア. 適格退職年金契約」の規定(所得税法施行規則第7条の18第2項)に準じて行なう。

なお、上記控除後の残額が、10万円未満の場合は、10%の所得税の源泉徴収を

要しない。(所得税法施行規則第46条の10第2項)

- (2) 適格退職年金契約の掛金を会社が負担する場合、その払い込んだ金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入される。(法人税法施行規則第10条の7)しかも、これは従業員に対する給与所得の収入金額のうちに含まれない。(所得税法施行規則第7条の17第1項)

なお、適格退職年金契約が適格要件を欠いて承認の取消しを受けた場合、以後の掛金は損金に算入されないが、取消し前の掛金は否認されない。(所得税法施行規則第7条の17第2項)

次に、退職年金契約の積立金については、その退職年金業務を行なう法人(生命保険会社または信託銀行)に対して、各事業年度開始の時における額の1.2%の法人税が課せられる。(法人税法第2条第2項、第12条の2第1項、第17条第1項)

2. 空欄を最初から順に次のとおり補充する。

- (1) 保険契約，種類，特，設ケ，帳簿，商法，
生命保険会社，担当，主務大臣，解任

- (2) 未経過保険料，区別
純保険料式，下ル，契約後五年，保険料払込，業務及財産，契約ノ移転，
保険数理上支障ナキ，営業保険料式